東京都市計画地区計画の変更(東京都決定)

都市計画北青山三丁目地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	北青山三丁目地区地区計画
	位置	港区北青山三丁目地内
	面積	約5.9ha
	地区計画の目標	本地区は、都心と渋谷副都心とを結ぶ骨格的な幹線道路である青山通りに面するとともに、日本を代表する商業集積地である表参道に近接する地区である。本地区内においては、青山通り沿道に業務・商業施設が立地する一方で、その後背地には老朽化した都営住宅が立地している。また、本地区は、「東京都長期ビジョン(平成26年)」において、「都営青山北町アパートを建替え、高層・集約化するとともに、創出される用地を生かし、青山通り沿道との一体的なまちづくりを進める」とともに、「最先端の文化・流行の発信拠点を形成する」としている。さらに、「港区まちづくりマスタープラン(平成29年)」では「青山通りなどの主要な幹線道路沿道では、都市の魅力やにぎわいを備えた商業、文化、交流等の多様な集客機能及び業務機能の集積を更に促進する」とされており、「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン(平成27年)」では、「土地の有効高度利用、にぎわい・文化施設等の機能集積、防災性を向上する魅力あるオープンスペースやまとまりある緑の確保により、エリアの拠点となる複合市街地を形成する」とされている。これらを踏まえ本地区では、都営住宅の建替えを契機とし、最先端の文化・流行の発信拠点として業務、商業、文化、交流、居住等の都市機能が融合し、青山通り沿道の洗練されたにぎわいと西側市街地の落ち着きのある環境とが共存した、魅力のある複合市街地を形成する。
土区	上地利用の方針	青山通り沿道においては、気品のあるにぎわいを形成する。また、都営住宅の高層・集約化により創出された 用地を活用し、地域住民や来街者が訪れ、憩える開放的なオープンスペースを整備するとともに、質の高い民間 開発を誘導し、青山通り沿道と一体となった多様な都市機能を導入する。
1	共施設等の整備の方針	 1 広場の整備方針 にぎわいや交流の拠点形成、生物多様性に配慮した緑のネットワークの強化及び地域の防災性の向上を図るため、西側市街地に面する位置に広場を整備する。 また、広場と一体となってにぎわいを創出する歩行者ネットワークの形成を図る。さらに、植栽の維持管理等をエリアマネジメント活動により行い、将来にわたり質の高い空間形成を図る。 2 歩行者ネットワークの整備方針 本地区周辺からのにぎわいを誘引するとともに、周辺との回遊性を確保するため、多方面につながる歩行者ネットワークを形成する。 道路や広場間の歩行者ネットワークを多方面につなぎ、歩行者の利便性を確保するため、建物内外を活用し

区域の整備・開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針 建築物等の整備の方針	た歩行者通路を整備する。また、青山通りの歩道と沿道の空間が一体となった魅力ある街並みを形成するため、歩道状空地を整備する。 3 道路等の整備方針 車両の安全かつ円滑な交通処理を図るとともに、南青山側から渋谷区側の市街地をつなぐ歩行者の通行動線の確保を図るため、区画道路1号を整備する。区画道路1号の広場に面する部分については広場の連続性に配慮する。なお、災害時には広場への歩行者の避難動線や緊急車両等の動線を確保する。また、地区内の既存道路の通行機能を維持するとともに、安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、適正な自転車歩行者専用化を図った区画道路2号を整備する。さらに、歩行者の安全性の確保と円滑な交通処理のため、地区内の駐車場を連絡する地区内車路を整備する。さらに、歩行者の安全性の確保と円滑な交通処理のため、地区内の駐車場を連絡する地区内車路を整備する。 1 拠点となる複合市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度、建築物の建廠率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 2 道路沿道と一体となったゆとりある歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 3 拠点形成にふさわしい土地の有効高度利用を図るとともに、隣接する西側市街地の環境にも配慮し、建築物等の高さの最高限度を定める。 4 青山通り沿道においては、拠点形成を図るため、低層部に商業、公共公益及び生活支援機能等を誘導するとともに、の後背地においては、拠点形成を図るため、低層部に商業、公共公益及び生活支援機能等を誘導する。
	位置	5 環境負荷の低減を図るため、建築物の省エネルギー化を推進する。 港区北青山三丁目地内
	,	
	面積	約4.8ha
再開発等促進区	土地利用に関する基本方針	表参道駅や外苑前駅からの近接性や青山通りに面した立地特性をいかし、都営住宅の建替えを契機として、 業務、商業、文化、交流、居住等の多様な都市機能が立地する複合市街地の形成を図る。 また、落ち着きのある西側市街地に面して、地域住民や来街者が訪れ、憩うことができ、防災性向上にも寄 与する開放的なオープンスペースを整備する。 1 A地区 A地区においては、老朽化した都営住宅を高層・集約化して建替える。 また、建替えによって生み出された用地を活用した質の高い民間開発の誘導により、多様なライフスタイ ルへ適合した快適な居住環境を整備する。 1) A-1地区では、都営住宅を整備し、低層部には保育園や児童施設等の子育て支援施設を導入する。 2) A-2地区では、都心居住施設やサービス付き高齢者向け住宅等を整備し、低層部にはにぎわい機能

	土地利用に関す	る基本方針	の導入を図る。				
			2 B地区				
			1				って生み出された用地 入し、文化・流行の発
再開発			機能を中心に、に 文化・交流機能、	こぎわいを創出する商 公共公益機能等を整	業機能や多様な人材は備することで、質の	の滞在を受け入れ交流 高い複合市街地の形成	· -
等促進			,	は、青山通り沿道に緑 周辺の街並みに配慮す		ースや商業施設等のに	ぎわい機能を導入し、
区	主要な公共施 設の配置及び	種類	名 称	幅 員	延 長	面積	備考
	規模	道路	区画道路1号	2 3 m	約160m	_	新設
		広場	広場1号	_	1	約4,700㎡	新設
			広場2号	_		約6,000㎡	新設
	位	置	港区北青山三丁目地内				
	面	積	約4.8ha				
	地区施設の	種類	名 称	幅員	延 長	面積	備考
地	配置及び規模	道路	区画道路2号	5. 8~6 m	約130m	_	新 設
区整		但	地区内道路	1 0 m	約80m	_	新 設
備		その他の	歩行者通路1号	3 m	約190m	_	新 設
計画		公共空地	歩行者通路2号	4 m	約60m	_	新設
川川			歩行者通路3号	4 m	約90m	_	新設
			歩道状空地	4 m	約120m	_	新設
			地区内車路	6 m	約250m	_	新 設 (一部地下)

地区の A地区 B地区 名 称 区分 A-1地区 A-2地区 B-1地区 B-2地区 面積 約1. 1 h a 約0.8ha 約2. 7 ha 約0.2ha 建築物等の用途の制限 次の各号に掲げるものは建築してはならない。 次の各号に掲げるものは建築してはならない。 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表 第二(へ)項に掲げるもの 二(ぬ)項に掲げるもの 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法 法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項 律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号 建 各号に掲げる風俗営業の用に供するもの及び同条 に掲げる風俗営業の用に供するもの及び同条第5項 築 第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供する に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 物 \$ O に 建築物の容積率の 10分の77 関 最高限度 す ただし、100分の17 10分の20 る 以上を宿泊施設の用途とす 事 項 建築物の容積率の 10分の50 10分の10 最低限度 建築物の建蔽率の 10分の6 10分の6 最高限度 建築物の敷地面積の $1, 000 \,\mathrm{m}^2$ $5, 000 \,\mathrm{m}^2$ $500 \, \text{m}^2$ 最低限度 建築物の建築面積の $3, 000 \,\mathrm{m}^2$ $2\ 0\ 0\ \text{m}^2$ 最低限度 壁面の位置の制限 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、次の各号の一に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分 を除き、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。 1 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要なひさし、駐車場の用に供する車路出入口 2 建築物に附属する門、塀その他これらに類するもの

区 整 備 計 画

地区整備計一	建築物等に関する事	壁面後退区域における 工作物の設置の制限	-	_	らに類する歩行者の通行の想 設置してはならない。ただ 該当する場合はこの限りでは 1 花壇、植栽等 2 自転車シェアリングの 必要なもの 3 にぎわい創出に資する	し、次の各号のいずれかに はない。 サイクルポート等で公益上 オープンカフェ等の運営上 ブル、イス、日除け傘等
画	項	建築物等の高さの 最高限度	70m ただし、建築基準法 施行令第2条第1項第 6号に定める高さとす る。	90m ただし、建築基準法 施行令第2条第1項第 6号に定める高さとす る。	180m ただし、建築基準法施 行令第2条第1項第6号 に定める高さとする。	30m ただし、建築基準法施 行令第2条第1項第6 号に定める高さとする。
		建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の 制限			避け、周辺環境に配慮した色調 周辺の都市景観と調和のとれた	· -

建築物の容積率の最高限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準(平成16年3月4日15都市建市 第282号)II3(1)(3)の用途に供する部分を除くことができる。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由:市街地再開発事業による土地利用転換の動きに合わせて、公共施設の整備を図りつつ、土地の合理的かつ健全な高度利用と業務、商業等の都市機能の 集積及び大規模な広場の拡張による都市環境の増進を図るため、地区計画を変更する。

发		※は、変更固所及い追加固別	ど小り。
名 称	北青山三丁目地区地区計画		
事 項	旧	新	摘要
面 積	約 <u>5.8</u> ha	約 <u>5.9</u> ha	地区計画 区域の拡 大に伴う 変更
地区計画の目標	本地区は、都心と渋谷副都心とを結ぶ骨格的な幹線 道路である青山通りに面するとともに、日本を代表する 商業集積地である表参道に近接する地区である。本地区 内においては、青山通り沿道に業務・商業施設が立地する一方で、その後背地には老朽化した都営住宅が立地している。 また、本地区は、「東京都長期ビジョン(平成26年)」 において、「都営青山北町アパートを建替え、高層・集 約化するとともに、創出される用地を生かし、青山通り 沿道との一体的なまちづくりを進める」とともに、「最 先端の文化・流行の発信拠点を形成する」としている。 さらに、「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン(平 成27年)」では、「土地の有効高度利用、にぎわい・文 化施設等の機能集積、防災性を向上する魅力あるオープ ンスペースやまとまりある緑の確保により、エリアの拠 点となる複合市街地を形成する」とされている。 これらを踏まえ本地区では、都営住宅の建替えを契機 とし、最先端の文化・流行の発信拠点として業務、商業 文化、交流、居住等の都市機能が融合し、青山通り沿海 党とが共存した、魅力のある複合市街地を形成する。	本地区は、都心と渋谷副都心とを結ぶ骨格的な幹線道路である青山通りに面するとともに、日本を代表する商業集積地である表参道に近接する地区である。本地区内においては、青山通り沿道に業務・商業施設が立地している。また、本地区は、「東京都長期ビジョン(平成26年)」において、「都営青山北町アパートを建替え、高層・集約化するとともに、創出される用地を生かし、「最上端の文化・流行の発信拠点を形成する」としている。され、「港区まちづくりを進める」とともに、「最上端の文化・流行の発信拠点を形成する」としている。さらに、「港区まちづくりマスタープラン(平成29年)」では「青山通りなどの主要な幹線道路沿道では、都市の魅力やにぎわいを備えた商業、文化、交流等の多様な集客機能及び業務機能の集積を更に促進する」とされており、「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン(平成27年)」では、「土地の有効高度利用、にぎわい・文化施設等の機能集積、防災性を向上する魅力あるオープンスペースやまとまりある緑の確保により、エリアの拠点となる複合市街地を形成する」とされている。これらを踏まえ本地区では、都営住宅の建替えを契機とし、最先端の文化・流行の発信拠点として業務、商業、文化、交流、居住等の都市機能が融合し、青山通り沿道の洗練されたにぎわいと西側市街地の落ち着きのある環境とが共存した、魅力のある複合市街地を形成する。	

区域の整備、
開発及び保全に関する方針

公共施設等の整備の 方針 1 広場の整備方針

にぎわいや交流の拠点形成、緑のネットワークの強化及び地域の防災性の向上を図るため、西側市街地に面する位置に広場を整備する<u>とともに、</u>維持管理等をエリアマネジメント活動により行い、将来にわたり質の高い空間形成を図る。

2 歩行者ネットワークの整備方針

本地区周辺からのにぎわいを誘引するとともに、 周辺との回遊性を確保するため、多方面につながる 歩行者ネットワークを形成する。

3 道路等の整備方針

地区内の円滑な交通処理を図るとともに、本地区と 周辺地域をつなぐ歩行者の通行動線確保のため、道 路空間を形成する。 1 広場の整備方針

にぎわいや交流の拠点形成、<u>生物多様性に配慮した</u> 緑のネットワークの強化及び地域の防災性の向上を 図るため、西側市街地に面する位置に広場を整備す る。

また、広場と一体となってにぎわいを創出する歩行者ネットワークの形成を図る。さらに、植栽の維持管理等をエリアマネジメント活動により行い、将来にわたり質の高い空間形成を図る。

2 歩行者ネットワークの整備方針

本地区周辺からのにぎわいを誘引するとともに、周辺との回遊性を確保するため、多方面につながる歩行者ネットワークを形成する。

道路や広場間の歩行者ネットワークを多方面につなぎ、歩行者の利便性を確保するため、建物内外を活用した歩行者通路を整備する。また、青山通りの歩道と沿道の空間が一体となった魅力ある街並みを形成するため、歩道状空地を整備する。

3 道路等の整備方針

車両の安全かつ円滑な交通処理を図るとともに、南 青山側から渋谷区側の市街地をつなぐ歩行者の通行 動線の確保を図るため、区画道路1号を整備する。区 画道路1号の広場に面する部分については広場の連 続性に配慮する。なお、災害時には広場への歩行者の 避難動線や緊急車両等の動線を確保する。

また、地区内の既存道路の通行機能を維持するとと もに、安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、適正な自転車歩行者専用化を図った区画道路2号を整備する。

さらに、歩行者の安全性の確保と円滑な交通処理の ため、地区内の駐車場を連絡する地区内車路を整備す る。

地区整備 計画の追 加に伴う 変更

区域の整備、開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	1 拠点となる複合市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 2 拠点形成にふさわしい土地の有効高度利用を図るとともに、隣接する西側市街地の環境にも配慮し、建築物等の高さの最高限度を定める。 3 青山通り沿道においては、にぎわいある街並みの連続性を創出するため、商業機能等を誘導するとともに、その後背地においては、拠点形成を図るため、低層部に商業、公共公益及び生活支援機能等を誘導する。 4 環境負荷の低減を図るため、建築物の省エネルギー化を推進する。	1 拠点となる複合市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度、建築物の建廠率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 2 道路沿道と一体となったゆとりある歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 3 拠点形成にふさわしい土地の有効高度利用を図るとともに、隣接する西側市街地の環境にも配慮し、建築物等の高さの最高限度を定める。 4 青山通り沿道においては、にぎわいある街並みの連続性を創出するため、商業機能等を誘導するとともに、その後背地においては、拠点形成を図るため、低層部に商業、公共公益及び生活支援機能等を誘導する。 5 環境負荷の低減を図るため、建築物の省エネルギー化を推進する。	地区整備計画の追
再開発等促進区	面 積 土地利用に関する 基本方針	約3.9 h a 2 B地区 B地区においては、文化・流行の発信拠点の形成に資する機能の導入を図る。	約4.8 h a 2 B地区 B地区においては、道路や広場等の公共施設整備とあわせて、都営住宅建替えによって生み出された 用地及び青山通り沿道を含めた土地の有効高度利用を図るとともに、多様な都市機能を導入し、文化・流行の発信拠点を形成する。 1)B-1地区では、良好な都市環境の創出に資する広場等のオープンスペースを確保する。また、業務機能を中心に、にぎわいを創出する商業機能や多様な人材の滞在を受け入れ交流を生み出す宿泊機能、文化・交流機能、公共公益機能等を整備することで、質の高い複合市街地の形成を図る。 2)B-2地区では、青山通り沿道に緑豊かなオープンスペースや商業施設等のにぎわい機能を導入し、低層建物として周辺の街並みに配慮する。	変更変更

	主要な公 共施設の	種類	名 称	幅員	延長	面積	備考	名 称	幅員	延長	面積	備考	
再開発等促進区	配置及び 規模	道路	_	_	_	_		<u>区画</u> 道路 1号	<u>23 m</u>	約160m	_	<u>新 設</u>	
等促進		r 18	広場	_	_	約4,700㎡	新 設	広場 1号	_	_	約4,700m²	新 設	
区		広場	_	_	_	_	ı	<u>広場</u> 2号		_	約6,000㎡	新 設	
	Ī	面積	約 <u>3.9</u>	h a				約 <u>4.8</u>	h a				
		種 類	名 称	幅 員	延長	面積	備考	名 称	幅員	延 長	面積	備考	
			_	_	_	_	_	<u>区画</u> <u>道路</u> 2号	5. 8 ~6 m	<u>約130m</u>	_	新設	地区
		道路	地区内 道路 1号	<u>11m</u>	約160m	_	既 設	_	_	_	_	_	計画 加で更
地区整備計			地区内 道路 2号	1 0 m	約80m	_	新 設	<u>地区内</u> <u>道路</u>	1 0 m	約80m	_	新 設	
計画	地区施設 の配置及 び規模		<u>歩行者</u> <u>通路</u>	3 m	約190m	_	新 設	<u>歩行者</u> <u>通路</u> <u>1号</u>	3 m	約190m	_	新 設	
		その他の	_	_	_	_		<u>歩行者</u> <u>通路</u> <u>2号</u>	<u>4 m</u>	<u>約60m</u>	_	新設	
		公共空地	_	_	_	_	ı	<u>歩行者</u> <u>通路</u> <u>3号</u>	<u>4 m</u>	<u>約90m</u>	_	新設	
			_	_	_	_	_	<u>歩道状</u> 空地	<u>4 m</u>	約120m	_	新 設	

地区整備 計画の追 加に伴う 変更

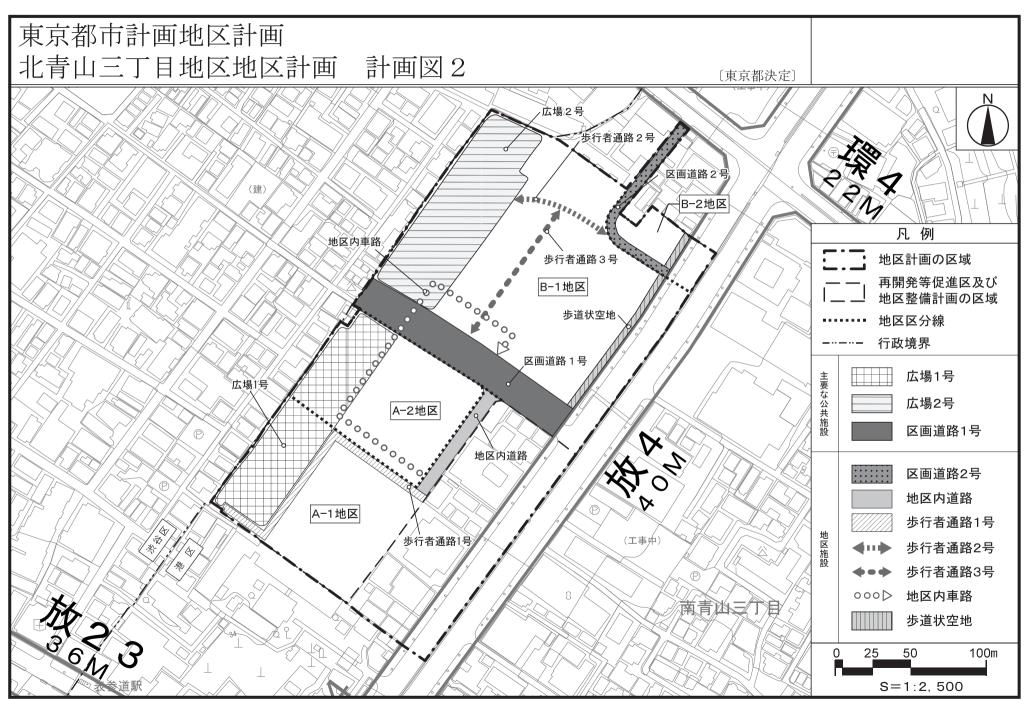
	地区施設 の配置及 び規模	そのf 公共2	_	-	-	_	_	_	<u>地区内</u> <u>車路</u>	<u>6 m</u>	約250m	<u>1</u> —	新設 (一部 地下)	地区整備 計画の追 加に伴う 変更
			名称			B地区	2	•			B地	区	•	
		地区の	2D 401			_			<u>-</u>	B-1地[<u>×</u>	B-2地区	<u> </u>	
		区分	面積			約2.0	<u>h a</u>		<u>糸</u>	约2. 7 h	<u>1 a</u>	約0.2h	<u>ı a</u>	
地区整備計	建築物等	建築物等用途の制				_			1 建築 (ぬ) 2 風俗 推(昭 掲げる	基準法(項に掲け 分営業等の る る る る の る の の る は り は り は り は り は り は り に り る り る り る り る り る り り る り る り の り の り	昭和25年 ざるもの り規制及び業 法律第12 後の用に供す	築してはならない 法律第201号) 養務の適正化等に 2号)第2条第11 るもの及び同条第 の用に供するもの	別表第二 関する法 夏各号に 第5項に	116 15 18/2 (***
画	に関する事項	建築物の最高				_			ただし	0分の7 、100 f泊施設の	<u>7</u> 分の17 用途とす	10分の2	0	地区整備 計画の追 加
		建築物の 率の最低				_			<u>1</u>	0分の5	0	<u>10分の1</u>	0	
		建築物の最高				_			-	10分の	<u>6</u>	<u>10分の</u> (<u>6</u>	
		建築物の 面積の 度				_			_5	5, 000	m²	<u>500m²</u>		
		建築物の 面積の最 度				_			<u>3</u>	6, 000	<u>m²</u>	<u>2 0 0 m²</u>	-	

	壁面の位置の 制限	_	一に該当する建築物及びそれ 分を除き、計画図に示す壁面 してはならない。 1 歩行者の安全性、快適性 さし、駐車場の用に供する	の位置の制限を越えて建築 を確保するために必要なひ	
地区整備計画	 壁面後退区域における工作物の設置の制限		らに類する歩行者の通行の 設置してはならない。ただし 当する場合はこの限りではな 1 花壇、植栽等 2 自転車シェアリングの 必要なもの	、、次の各号のいずれかに該 ない。 サイクルポート等で公益上 オープンカフェ等の運営上 ブル、イス、日除け傘等	地区整備計画の追加
	建築物等の高さの最高限度		<u>180m</u> ただし、建築基準法施 行令第2条第1項第6号 に定める高さとする。	30m ただし、建築基準法施 行令第2条第1項第6号 に定める高さとする。	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の 制限	_	け、周辺環境に配慮した色	E間に配慮するとともに、周	

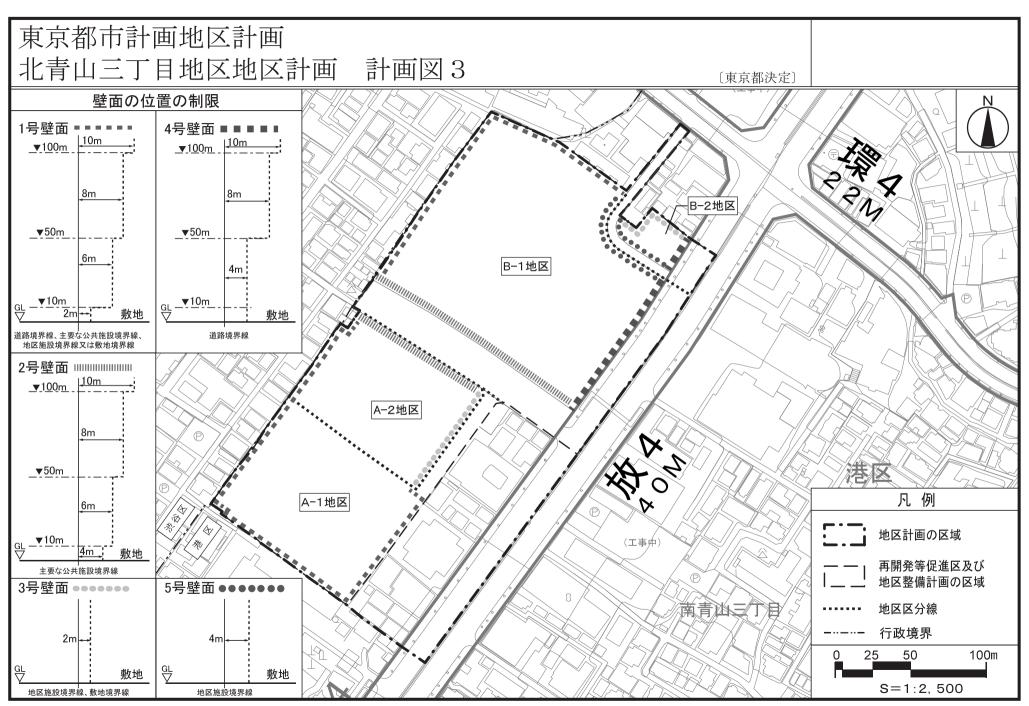
区計画を決定する。 大規模な広場の拡張による都市環境の増進を図るため、地区計画を変更する。



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第1002号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号)3都市基街都第247号、令和4年1月13日



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第1002号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号)3都市基街都第247号、令和4年1月13日



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第1002号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号)3都市基街都第247号、令和4年1月13日